

令和元年10月7日開催

箕輪町農業委員会第20回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和元年10月7日(月) 午前10時02分から午前10時25分

2. 開催場所 箕輪町役場 大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第5 報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
日程第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

おはようございます。本日は、午後北部3町村農業委員会交流会が予定されております。1日となりますが、辰野・南箕輪の農業委員と交流を深めてもらえればと思います。今年の秋はいままでと違い快晴の日が続き稲の刈り取りもほぼ終了。今週末の台風が心配されておりますが、今年は、遅霜、ヒョウの被害で果樹農家さんは、本当に心配されておりますが、何事もないことを願っております。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第20回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

9月の経過報告について申し上げます。

9月第19回総会を9月5日(木)に行い、農地法第3条1件の審議案件について総会后6日付け許可書を交付しました。

農地法第4条3件、5条8件の転用審議案件については、総会后6日付け許可書を交付しました。

上伊那農業委員会協議会市町村会長会・情報事業推進地区懇談会を9月6日(金)伊那の合庁で行われ、全国農業新聞の推進手段についてワーキング手法にて話し合い

議 長

異議なしと認めます。よって第 1 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をいたします。

1 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX ほか XXXX 筆

地目は全て「XXXX」面積 XXXXXX m²です。

土地の詳しい所在は、議案書の追加資料の 5 ページをご参照ください。

工場用地による申請です。売買価格は、坪 XXXXXX 円です。

事業計画者の XXXXXXXXXX は、現在 XXXXXX で XXXXXX を営んでいます。現在の工場は、賃貸で使用しており、建屋が老朽化しているほか、事業規模に見合った建屋でないため、生産機能と仕事量にかい離がある状況とのことです。

生産機能を向上させるためにはより広い場所で操業する必要があり、数年間同市内で土地を探したものの検討の俎上に載せる土地が見つからなかったとの話です。同社の取引先は伊那市より南の南信地域であること、岡谷市在住の社員が通勤するのに便利な辰野・箕輪両町内の竜東線付近で移転先を探したが、大型車両の出入り等条件を満たす土地が申請地が最適地であると判断し、計画。

農振除外手続きが完了したため、開発行為とあわせての申請となっております。

農地区分は、市街地近接 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落の接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は 1 ページになります。

2 つ目の案件です。計画変更に伴う売買による所有権移転の住宅に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 字 竹原 6042 番 1 「畑」 305 m²

申請者の XXXX さんは、現在 XXXXXX にてアパート住まいであるが、手狭であるため住宅を計画。XXXX さんは、辰野町のオリンパスに勤務していたため、申請地に住宅を建てようとして取得していたが、経済状況の変化、定年、子供の独立などで、住宅を建てる必要がなくなったため土地の有効活用で売ることにした。

農地区分は、概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。

位置的代替性もなく、集落に接続して計画されており、転用もやむを得ないと判断しております。

売買価格は、坪 XXXXXX 円となります。

位置図は、8 ページになります。

3つ目の案件です。計画変更に伴う売買による所有権移転の住宅に伴う申請です。土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

こちらの案件は、2番案件とあわせての案件となります。また、2番案件は、譲り渡し人は、XXXXXXXXXXさん個人によるもので、本案件は、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんの共有地となっており2つに分けた申請となっております。

4つ目の案件です。計画変更による売買に伴う、所有権移転で、建売住宅としての申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

今回の計画変更は、事業実施者の変更によるものではなく、事業実施規模拡大に伴う申請です。

当初の計画は、3区画での計画であったが、隣接者のXXXXXXXXXXさんも今年の水田が終了後に売りたいとの話があり、譲受人のXXXXXXXXXXさんは、申請地は、主要道路に近く、利便性もよく需要が見込まれるためさらにXXXX区画広げ、XXXX区画にて変更し計画することとした。

農地区分は、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性もなく、集落に接続した計画であるため転用もやむを得ないと判断しております。

売買価格は、坪XXXXXX円

位置図は、15ページです。

5つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う共同住宅の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m² ほか筆計XXXXXX m²

譲渡人は、申請地周辺が宅地化が進み農業がしづらい状況となってきたため、ご自身も高齢となり農業経営の縮小し、老後の資金の為に土地を譲り渡すもの。譲受人は、申請地周辺は宅地化が進み商業施設にも近く需要が見込めるため、共同住宅を2棟計画するもの。

農地区分は、市街化近接区域内で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。位置的代替性もなく、集落に接続しての計画であるため転用もやむを得ないと判断しております。

売買価格は、坪XXXXXX円。

位置図は、20ページとなります。

6つ目の案件です。使用貸借に伴う住宅の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²

借受人は、現在実家にて両親と共に暮らしているが、来年の2月に結婚予定でありそれに伴い独立を計画。貸付人の父は、息子の計画に賛同する形で同意した。

農地区分は、市街化近接地域で概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落に接続した計画であり、転用もやむを得ないと判断しております。位置図は、27 ページです。

7 つ目の案件です。計画変更による売買に伴う所有権移転の太陽光発電施設の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX m²
XXXXXXXXXX m² 計 XXXXXX m²

申請地は、工場併用住宅、倉庫用地として取得したが、当時は南信地方の法人との取引が多かったが、その後下火となり計画を断念。今回申請人より太陽光発電施設としての計画を聞き土地の有効活用の為賛同した。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。売買価格は、坪 XXXXXX 円です。位置図は、32 ページです。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 2 号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番の案件に関しまして金澤博委員。

金澤委員

8 月に XXXXXXXXXX 氏が来て説明がありました。内容は事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。

議 長

2 番・3 番・7 番の案件に関しまして唐澤太美男委員。

唐澤委員

2・3 番案件について、XXXXXXXXXX より説明がありました。申請地は何年か前より転用されており、3 角の土地で道路に囲まれた土地であるため問題ないと判断している。

7 番の案件について、9 月 12 日に XXXXXXXXXX より説明あり。現場は、XXXXXXXXXX で、太陽光発電施設が多くなっている地区。近隣に迷惑をかけないよう対応いただく点についてお願いしてあります。いずれの申請についても、計画変更での申請であり、問題はないと判断しております。ご審議をお願いします。

議 長 4 番の案件に関しまして大槻博文委員。

大槻委員 [] より説明。隣接地については、4 月に転用申請が出ているが、今回の申請は、前回の申請地にプラスする形での申請であり、問題ないと判断しております。

議 長 5 番の案件に関しまして藤澤昭二委員。

藤澤委員 9 月に [] より説明。申請地周辺は、住宅地となっており、転用もやむを得ないと判断しております。

議 長 6 番の案件に関しまして鈴木健二委員。

鈴木委員 9 月 16 日に [] より説明。親と息子の使用貸借の案件。申請内容から転用もやむを得ないと判断しております。

議 長 ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
日程第 4 議案第 3 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
1 ページは、総括表となります。
田 10,257 m²、畑 9,955 m² 計 20,212 m²
2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
2 ページは、3 年新規 1 筆 田 328 m² 1 筆 畑 589 m² 計 917 m²
3 ページは、3 年継続 1 筆 畑 855 m²
4 ページは、5 年新規 3 筆 田 3,012 m²
5 ページは、5 年継続 1 筆 畑 879 m²

6 ページは、7 年新規 2 筆 田 1,577 m²

7 ページは、10 年新規 8 筆 田 5,340 m² 4 筆 畑 7,632 m²

計 12,972 m² となります。

議案第 3 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第 3 号を採決いたします。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第 報告第 1 号 農業基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。9 月 26 日にあっせん会議を開きました。

公社への売買につきましては、2 筆「畑」3,860 m² 売買金額は坪 1,000 円の状況です。こちらの農地は、XXXXXXXXXXさんが取得予定で、XXXXXXXXXXの計画地となっております。

公社からの売買につきましては、3 ヶ月が経過したため、公益財団法人長野県農業開発公社から、XXXXXXXXXXさんに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。

報告第 1 号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第 1 号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞きとどめてまいります。

日程第 6 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

8月、9月に届出のあったものが3件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が2件、次期耕作者への貸出しが1件という内訳になっていきますので、よろしくお願いいたします。

番号2に関しましては、今回議案第1号農地法3条第1項の規定による許可申請の1番の案件に該当しております。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の9月の受付分になります。全部で5件ございました。町内お住まいの方が主ですが、辰野町の方が取得した農地が、3筆となっております。地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第3号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

13 番

1 番
